

平成29年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第1日（平成29年12月 4日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第16号 専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）

報告第17号 専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について）

報告第18号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第19号 専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）

議案第59号 平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について

議案第60号 平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第61号 平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第62号 平成29年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第63号 平成29年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 平成29年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第65号 土佐清水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議案第66号 土佐清水市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について

議案第67号 土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 69 号 土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71 号 土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72 号 土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73 号 土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74 号 土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75 号 土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 高知市及び土佐清水市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 議案第 77 号 工事委託協定の変更について
- 議案第 78 号 土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について
- 議案第 79 号 土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について
- 議案第 80 号 土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 81 号 土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

~~~~・~~~~・~~~~

**議員定数** 12 人

**現在員数** 12 人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12 人

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 甲 藤 眞 君 | 2 番 | 田 中 耕之郎 君 |
| 3 番 | 細 川 博 史 君 | 4 番 | 前 田 晃 君 |
| 5 番 | 浅 尾 公 厚 君 | 6 番 | 森 一 美 君 |
| 7 番 | 小 川 豊 治 君 | 8 番 | 西 原 強 志 君 |
| 9 番 | 永 野 裕 夫 君 | 10 番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11 番 | 仲 田 強 君 | 12 番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主幹 | 谷前 恭子 君 |
| 主幹 | 田部 哲也 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                      |         |                         |         |
|----------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市長                   | 泥谷 光信 君 | 副市長                     | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 中山 優 君  |
| 企画財政課長               | 横山 英幸 君 | 総務課長                    | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長               | 岡田 敦浩 君 | 消防長                     | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長        | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                  | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長               | 徳井 直之 君 | 市民課長                    | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長    | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長               | 早川 聡 君  |
| 観光商工課長               | 倉松 克臣 君 | 水道課長                    | 楠目 生 君  |
| じんけん課長               | 小松 高志 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 山本 弘子 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 二宮 眞弓 君 | 収納推進課長                  | 田村 光浩 君 |
| 教育長                  | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長               | 弘田 条 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長      | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会12月会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る11月2日、公務中に急逝されました故植杉英輔前地域づくり支援係長のご冥福を祈り黙禱を行いたいと思います。

皆様のご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

○議長(仲田 強君) 黙禱を終わります。

ご着席をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 永野裕夫君。

(議会運営委員会委員長 永野裕夫君登壇)

○議会運営委員会委員長(永野裕夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま議題となっております12月会議の審議期間につきましては、11月27日開催の議会運営委員会におきまして議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねた結果、本日から12月20日までの17日間と決定いたしました。

審議期間中の日程としまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明、所管課長等による内容説明を行います。

また、12月11日は議案に対する質疑及び一般質問を行い、12月12日及び13日は一般質問を行います。

委員会は、12月14日は予算決算常任委員会を、15日は総務文教常任委員会を、18日は産業厚生常任委員会をそれぞれ開催、12月20日には本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長(仲田 強君) お諮りいたします。12月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって12月会議の審議期間は本日から12月20日までの17日間と決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番小川豊治君、9番永野裕夫君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 窪内研介君登壇)

○議会事務局長(窪内研介君) おはようございます。平成29年9月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに各常任委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会は、それぞれ1回開催いたしました。

議会運営委員会は2回開催し、11月27日には12月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を1回開催し、11月1日に議会だより第103号を発行いたしました。

次に本市への行政視察について申し上げます。

10月11日、兵庫県香美町産業建設文教常任委員会一行9名が土佐清水元気プロジェクトについての調査のため来局いたしました。

次に、その他の主な件について日を追って申し上げます。

9月28日、土佐清水ワールド幡多バル東京西新宿店のオープニングセレモニーに議長が出席し祝辞を述べました。

10月5日から11日までの行程で議長が渡米し、第16回ジョン万次郎祭りに出席し、開会式典で祝辞を述べたほか関係者との交流を深めました。

10月17日及び18日、高知縣市議会議長会が横須賀市等の視察を行い議長及び事務局長が出席。

10月20日、土佐清水ワールド幡多バル高知本店のオープニングセレモニーに議長が出席。

10月23日、四国横断自動車道高知県建設促進期成会による国土交通省四国地方整備局への要望活動に議長が出席。

10月24日、こうち人づくり広域連合によるトップセミナーが高知市で開催され議長が出席。

同日、第20回全国農業担い手サミットinこうち・幡多地域交流会が四万十市で開催され議長が出席。

10月25日から31日まで、議会基本条例に基づく議会報告会を4回開催しております。

10月27日、こうち人づくり広域連合第31回定例会が開催され議長が出席。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され議長が出席し、高知県市議会議長会長の代理として追悼の言葉を述べました。

11月4日、下川口保育園落成式が行われ議長を初め10名の議員が出席し、議長が祝辞を述べました。

11月6日、四国横断自動車道高知県建設促進期成会による国土交通省及び国会議員への要望活動が東京都で行われ議長が出席。

11月10日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され議長を初め各議員が出席し、議長が追悼の言葉を述べました。

11月11日及び12日、ジョン万サミットin東京及び万次郎忌が東京都で開催され議長が出席。

11月14日、全国市議会議長会・国と地方の協議の場等に関する特別委員会及び全国過疎地域自立促進連盟第48回定期総会が東京都で開催され議長が出席。

11月17日、第40回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会を本市で開催し、議長・副議長及び事務局長が出席し、総会後に行われた株式会社ワールド・ワンの河野代表取締役社長の講演会には多数の議員が出席いたしました。

11月22日、幡多三市議会議員研修会が四万十市で開催され議長を初め10名の議員が出席。

11月27日、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会臨時総会が四万十市で開催され議長が出席。

12月2日及び3日、第34回土佐清水市産業祭が開催され議長を初め各議員が出席。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

10月13日、高知県市議会議長会、高知県町村議会議長会及びこうち人づくり広域連合が共同開催した議会広報研修に3名の議員が派遣され、さきに申しあげました幡多三市議会議員研修会に9名の議員が、議会報告会には全議員が、また、四国西南地域市議会議長懇談会定期総会には副議長が派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

今会議に提出されております案件は、報告第16号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）」から報告第19号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告4件及び議案第59号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第81号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」までの議案23件、計27件であります。

これらの案件名につきましては議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（仲田 強君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出報告第16号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）」から報告第19号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告4件及び議案第59号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第81号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」までの議案23件、計27件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに平成29年土佐清水市議会定例会12月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして所信の一端を申し述べますとともに、平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）を初めとする議案等についてご説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

去る10月7日、第16回ジョン万次郎フェスティバルが、姉妹都市でありますアメリカのフェアヘーブンで開催されました。ことしは、ホイトフィールド船長とジョン万次郎の縁によりフェアヘーブン、ニューベッドフォード両都市と姉妹都市盟約を結び30周年という記念すべき年であり、10月5日から11日までの日程で仲田市議会議長や程岡姉妹都市友好協会会長、沖縄県からも沖縄ジョン万次郎会赤嶺会長、高安家6代目ご夫妻、また、清水高校生姉妹都市派遣事業として高校生5人を含めた総勢29人で参加いたしました。

フェスティバル当日は天候にも恵まれ、ホイトフィールド・万次郎友好協会のルーニー会長ご夫妻を初めフェアヘーブンのセレクトマン、ニューベッドフォード市長など地元からも多くの皆様が参加し、大変にぎやかなフェスティバルとなりました。

式典では、両都市との姉妹都市交流の歴史を大切にし、より一層の友情を育みながら、今後さらにお互いが発展することをご祈念申し上げたところです。

会場では、参加者の皆様による着物でのお茶の振る舞いがイベントに華を添え、また、用意していただいた土佐清水ブースでは、こまやけん玉などの日本の昔遊びや清水高校生の書道コーナーが大盛況で、終日順番待ちの行列が途切れることなく、イベントの最後には、恒例となったあしずり踊りを来場者の皆様とともに楽しく踊り、大いに盛り上がった1日となりました。

また、今回の訪問では、ジョン万次郎フェスティバルの参加にあわせニューベッドフォードの捕鯨博物館とジョン万次郎資料館との連携協定の締結も行っていました。この連携協定

は、日米の両館が保有する資料の貸し借りを初め、ノウハウや相互の交流による活性化を図ることを目的にしたものですが、締結にあわせ捕鯨博物館ではジョン万次郎コーナーを新設し、ジョン万次郎の功績をたたえるとともに、土佐清水市の紹介など広報啓発にも努めていただくことになっております。

また、現在休館中で、志国高知幕末維新博第2幕に合わせ内装・外装を一新し、来年4月にリニューアルオープンとなるジョン万次郎資料館の展示物などの充実を図るために、今後、連携して取り組みを進めていくことも確認したところです。

帰国後は、ジョン万次郎の命日に当たる11月12日に合わせ東京で開催された第6回ジョン万サミットに出席し、フェアヘーブンでのジョン万次郎フェスティバルの様態も報告しながら、ジョン万次郎を顕彰する全国各地の関係者の皆様と交流を深めたところですが、来年はジョン万次郎没後120周年、明治維新150周年の節目の年に当たり、土佐清水市でのジョン万祭り、ジョン万サミット開催が決定されております。ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化実現に向けた取り組みやホイットフィールド船長とジョン万次郎の友情・功績を全国に発信する取り組みも強化し、友好の輪が国を越えてますます広がるようさらに努力してまいりますので、今後におきましても皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

次に10月23日、株式会社ワールドワン初の高知県出店となる土佐清水ワールド幡多バル高知本店がオープンいたしました。幡多6カ市町村と観光誘客や農林水産物の消費・販売拡大などを目的とした連携協定協力店であります欧風居酒屋幡多バルとしましては、神戸元町店、東京西新宿店に続く3店舗目となり、地元のおいしい食材から生まれる料理は、今回もこれまでの店舗と同様に、土佐清水市出身で東京神楽坂の人気スペインバル、バルマコの今村オーナーシェフの監修によるものです。平成27年に開店した土佐清水ワールド1号店から数えると、幡多バル高知本店は8店舗目となり、株式会社ワールドワンが経営する地域特化の飲食店としては最も多い店舗数となっておりますので、今後も食材の提供以外でも本市の魅力の情報発信拠点として連携を強化し、さらなる地産外商を推進してまいります。

続きまして、宗田節料理を提供する市内の21店舗で新たにスタンプラリーの取り組みが始まりました。この事業は、本市の重要施策の1つでありますメジカ産業再生プロジェクトの一環として宗田節の認知度拡大策と位置づけられた事業であり、これまで土佐清水青年会議所が発案し宗田節ロードとして宗田節料理を提供する店舗をパンフレットで紹介してきたもので、参加店を11店舗から21店舗にふやし、スタンプラリーの実施により、さらに盛り上げていこうというものです。ぜひ皆様のご参加をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、ことしの人事院勧告についてであります。人事院は8月8日、国家公務員の給与について、官民格差に基づき本年4月にさかのぼって月例給0.20%、一時金0.10月分引

き上げの勧告を行いました。本市は例年この人事院勧告につきましては、国に準拠した給与改定等を実施してまいりましたが、今回につきましても職員組合と協議・交渉を行い、勧告どおり実施することとし、これに伴い本会議におきまして関連する条例改正案のほか補正予算案を提出させていただいております。詳細につきましては、この後、担当課長より説明させていただきます。

続きまして、平成30年度予算編成方針についてであります。

さきの9月会議審議期間中の総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会におきまして、最新の長期財政見通しについてご説明させていただいたところですが、今後も大変厳しい財政運営が続くことが予想されます。来年度の予算編成につきましても、これまでどおり子どもは宝、若者は希望、お年寄りや誇り、命を守る、絆は力、この5つを重点施策として予算を重点化するほか、土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んだ事業を特別枠として位置づけ重点化することとしていますが、一方で財源不足の圧縮や財政健全化に努めていくことも必要不可欠であります。職員一人一人がみずからの担当する事業や業務について緊急性・必要性、費用対効果、類似事業の整理・統合、さらには優先順位の選択など十分に検証した上で、既存事業の見直し・効率化を徹底し、知恵を出し合っただけ限られた財源の中で最大の効果を生むような事業を展開するよう指示したところです。新たな施策や支援制度、国・県の動向を注視しながら当初予算に反映できるものは積極的に導入していきたいと思っております。

それでは、ご提案申しあげました各案件につきましてもご説明申し上げます。

報告第16号は、衆議院議員選挙の執行費用に係る平成29年度一般会計補正予算（第5号）、1,747万8,000円を平成29年9月28日に専決処分した報告であります。

報告第17号は、台風22号で被災した市道下ノ加江布線の災害復旧に係る平成29年度一般会計補正予算（第6号）、1,200万円を平成29年11月10日に専決処分した報告であります。

報告第18号は、公営住宅法施行令の改正により関連する条例の一部を改正するもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成29年10月13日に専決処分した報告であります。

報告第19号は、市営住宅使用料の請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成29年10月3日に専決処分した報告であります。

議案第59号から第64号までの6件は、平成29年度予算に係る補正予算案であります。

一般会計補正予算（第7号）では、子育て・教育環境の充実予算といたしまして、さらに清水保育園太陽光発電設備出力制御装置取付修繕工事130万円など計679万8,000円、基幹産業の復興と雇用対策予算といたしまして森林・山村多面的機能発揮対策交付金負担金

16万円など計41万5,000円、高齢者の生きがいくりと中山間対策予算といたしまして後期高齢者健康診査事業に120万1,000円、南海地震・津波対策予算といたしましては赤十字救急法救急員養成事業として5万2,000円を計上しております。

このほかにも市道維持修繕費300万円、児童公園駐車場整備事業450万円、ふるさと元気寄附金推進事業183万6,000円などを含めまして歳入歳出それぞれ合計2億1,237万1,000円を補正計上し、一般会計予算総額は111億656万3,000円となります。

特別会計では、5会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、国・県支出金精算返還金のほか人事院勧告に伴う人件費を計上しております。

介護保険特別会計補正予算（第3号）、指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告などに伴う人件費の組み替えによるものであります。

議案第65号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い条例を制定するものであります。

議案第66号は、地方公営企業法の改正に伴い条例を制定するものであります。

議案第67号から第69号までの3件は、人事院勧告に伴い関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第71号、第72号は、個人情報の保護に関する法律などの改正に伴い関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第73号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第74号は、高台移転となった下川口保育園の設置位置変更のため関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第75号は、給水用途の種別や水道料金について関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第76号は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき高知市との間に連携協約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

議案第77号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき工事の委託協定を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第78号から第81号までの4件は、今年度末で指定管理期間が満了となる白山洞門展望足湯、市民文化会館、中央公民館、市民図書館につきまして、来年度以降、指定管理者とし

て指定することについて議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明いたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、去る11月2日、不慮の事故により急逝した企画財政課地域づくり支援係長植杉英輔君のご逝去を悼み、この場をおかりいたしまして深く哀悼の意を表します。顧みますと、植杉君は、平成13年4月に土佐清水市役所に入庁、その年9月に本市を襲った西南豪雨災害では、昼夜を問わず被害に遭われた方への対応や被災地の復旧作業に率先して取り組み、現場へ向かう姿は、当時同じ職員として、また被災した下川口の住民の1人としてとても頼もしく感じたことでした。平成16年には農林水産課に異動となり、本市の基幹産業の1つである農業施策に深くかかわり、積極的に農家の方たちと交流しながら各農家が抱えている課題を明らかにした上で、その解決に向けた取り組みとして集落営農組織の先進的な事例となりましたふぁー夢宗呂川の基礎を築いたと言っても過言ではありません。

また、平成20年に税務課に異動となってからは、固定資産税係の担当者として5年間従事し、その後、幡多広域市町村圏事務組合へ2年間派遣されていましたが、平成27年4月、私が市長に就任して以来、重点施策と位置づけ新設した地域づくり支援係長に抜てきすると同時に、これまでに得た知識と経験を十二分に発揮し、昼夜を問わず職務に全力で取り組んでこられました。特に地域づくり支援係長の重責は、部下に地域おこし協力隊という、ほかの地域から違った考えや視点を持ち、地方を活性化することを目的とした職員が配置され、ともすれば摩擦が生じやすくなる係内を上手にまとめ、協力隊員が入る地域との橋渡し役をしっかりとこなし、あわせて係の業務として行っている土佐清水市への移住・定住支援策では、高知県内でもトップクラスの移住実績を誇り、ほかの市町村からも一目置かれる存在でありました。とりわけ特命事項であった集落活動センターの立ち上げにおいては、下川口地区の住民と心通わせ、集楽活動センター・下川口家の設立を果たしたことは特筆すべき功績であります。市役所の中核を担い、今後幹部職員として期待していた植杉君との早過ぎる別れは痛恨のきわみであります。ここに改めて衷心よりご冥福をお祈りいたしまして開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいまから予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思えます。これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。よって予算案及び条例案等に対する内容説明

を求めることに決しました。

報告第16号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）」及び報告第17号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について）」の報告2件並びに議案第59号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、議案第61号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、議案第63号「土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第64号「平成29年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」の議案4件、以上6件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。補正予算案につきましてご説明いたします。

まず報告第16号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）」ご説明いたします。

当該補正予算は、去る10月22日に投開票が行われました衆議院議員選挙の執行に係る経費につきまして9月28日付で専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

歳出からご説明いたします。補正予算書の13ページをお開きください。2款4項3目衆議院議員選挙費、1節報酬304万円から8節報償費38万5,000円までの合わせて1,092万5,000円は、投票管理者や投票立会人に対する報酬、選挙管理委員会開催に係る委員出務報酬のほか、事前準備を初め選挙事務などに係る職員手当、臨時賃金などを計上いたしました。9節旅費16万8,000円から12節役務費133万7,000円までの合わせて456万2,000円は、選挙管理委員等に係る交通費のほか、事務用消耗品の購入費用、投票用紙、ポスターの印刷製本費、郵便料などの事務経費を計上いたしました。13節委託料100万円は、選挙ポスター掲示板の設置管理、撤去業務に係る委託料を、14節使用料及び賃借料32万3,000円は、投票所の会場借上料などを計上し、16節原材料費39万8,000円は、ポスター掲示板152枚分を、18節備品購入費27万円は、投票記載台の購入費を計上し、歳出全体で1,747万8,000円を計上いたしました。

次に歳入についてご説明いたします。12ページをお願いします。当該補正予算の財源といたしまして13款3項1目4節衆議院議員選挙委託金を歳出予算額と同額の1,747万8,000円計上いたしました。

1ページをお願いします。以上によりまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1,747万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は108億8,219万2,000円となります。以上で報告第16号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

続きまして報告第17号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について）」ご説明いたします。

当該補正予算は、10月29日に台風22号の豪雨に伴い市道下ノ加江布線が被災し、道路山側のり面の決壊により全面通行どめとなっておりますので、早期復旧を図るため災害復旧費を11月10日付で専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

歳出からご説明いたします。補正予算書の14ページをお開きください。10款2項3目河川等現年補助災害復旧費、15節工事請負費1,200万円は、市道下ノ加江布線の災害復旧工事費を計上し、既決予算300万円と合わせ1,500万円の災害復旧工事を予定しております。

次に歳入についてご説明いたします。13ページをお願いします。13款1項10目災害復旧費負担金800万円は、歳出予算の財源として補助率に基づき計上するものであります。20款1項9目災害復旧事業債400万円につきましても、歳出予算の財源として計上するものであります。

9ページをお願いします。第2表地方債補正につきましても、当該補正予算に関連して既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いします。以上によりまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額は108億9,419万2,000円となります。

以上で報告第17号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。

続きまして議案第59号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。補正予算書の17ページをお開きください。初めに、各目に計上いたしました2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましても、人事院勧告に基づく給与改定のほか、決算見込みに伴う人件費の組み替えなどに係るものでありますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費、12節役務費200万円は、庁内の郵便料につきましても、決算見込みに伴い増額補正するものであります。7目企画振興費、8節報償費108万円の減と12節役務費108万円は、ふるさと納税の返礼品をこれまではそれぞれの事業所から寄附者に発送していただき、返礼品代を送料込みで事業所に支払っていたものを、経費削減のため市が運送業者と契約を交わし送料を市が直接運送業者へ支払うこととしたため予算の組み替えを

行うものであります。13節委託料97万2,000円は、ふるさと納税の寄附者の情報や返礼品の発注、発送、請求状況等データをシステム化するもので、現在煩雑化している事務作業の効率化・迅速化を図るものであります。14節使用料及び賃借料86万4,000円は、昨年からふるさと納税のインターネット受付を開始していますが、寄附金のさらなる増を図るため、インターネットのサイト数を現在の1つから3つにふやす費用を計上しております。なお、財源につきましては、システム化の費用を含めまして、ふるさと元気基金からの繰入金の充当を予定しております。

19ページをお願いいたします。3款1項2目障害者福祉費、20節扶助費1,838万7,000円は、今年度支払実績から推計した決算見込みに基づく不足額を計上しております。財源につきましては、国庫補助金2分の1、県補助金4分の1を基本に見込んでおります。23節償還金、利子及び割引料649万円は、平成28年度事業実績確定に伴う障害者自立支援給付費及び医療費並びに入所給付費の国庫支出金と県支出金の精算返還金を計上しております。

20ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費、28節繰出金4,000円の減は、今回の指定介護老人福祉施設事業特別会計の補正に伴うものであります。

3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料43万2,000円と14節使用料及び賃借料10万6,000円の計53万8,000円は、子育てワンストップサービスとして、マイナンバーカードを所持されている方が児童手当等の申請が自宅のパソコンから可能となるシステムの導入に要するものであります。詳細は予算審議における事業説明書1ページをご参照ください。

次に21ページをお願いいたします。同じく3款2項1目児童福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金876万1,000円は、子どものための教育・保育給付（施設型給付）につきまして決算見込みに伴い増額補正するもので、学校法人しみず幼稚園の入園者の増によるものであります。財源につきましては、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を基本に見込んでおります。23節償還金、利子及び割引料68万7,000円は、平成28年度事業実績確定に伴う子ども・子育て支援交付金返還金60万9,000円とシステム改修事業に係る国庫補助金精算返還金7万8,000円を計上しております。2目保育所運営費、11節需用費130万円は、きらら清水保育園の太陽光発電設備に出力制御装置の取り付け費用を計上しております。これは電気の使用量と発電量のバランスを図るため、発電量が10kw以上の施設は今年度中に出力を制御する装置の取り付けを要請されていることから発電量が40kwのきらら清水保育園に制御装置を取り付けるものであります。3目母子福祉費、23節償還金、利子及び割引料44万4,000円は、母子家庭等対策総合支援事業の平成28年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しております。

3款3項1目生活保護総務費、23節償還金、利子及び割引料8万3,000円は、生活保護適正実施推進事業の平成28年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しております。2目扶助費、20節3,573万7,000円は、決算見込みに基づき生活保護費の医療費扶助分について追加補正するものであります。財源につきましては、国庫負担金4分の3を見込んでおります。

22ページをお願いいたします。同じく3款3項2目扶助費、23節償還金、利子及び割引料2,305万8,000円は、平成28年度事業実績確定に伴う生活保護費等国庫負担金精算返還金を計上しております。

4款1項1目保健衛生総務費、11節需用費5万2,000円は、赤十字救急法基礎講習受講に係るテキスト代を計上しております。12節役務費5,000円と13節委託料のうち妊婦健康診査委託料54万5,000円は、受診者の増に伴い増額補正するものであります。13節委託料のうち保健衛生システム改修委託料29万7,000円は、制度改正に伴いシステム改修を行うものであります。

4款1項3目健康増進事業費、13節委託料120万5,000円は、決算見込みに基づき各種がん検診の委託料を増額補正するものであります。19節負担金、補助及び交付金7,297万5,000円は、後期高齢者医療広域連合に対して医療給付に要する経費に係る市町村負担金として支払うもので、今年度の決算見込みに基づく不足額を計上しております。

4款1項4目後期高齢者健康診査費、13節委託料120万1,000円は、受診者数増に伴い増額補正するものであります。

23ページをお願いします。4款2項1目清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金2,136万円は、幡多クリーンセンターの施設運営に係る市町村負担金の増額に伴うもので、この負担金には建設した際に借り入れした起債の償還に対する負担金も含まれておりましたが、その起債の償還が終わり、交付税措置がなくなったことにより負担金が増額となるものであります。

24ページをお願いします。5款2項2目林業振興費、19節森林・山村多面的機能発揮対策交付金16万円は、事業費の増に伴い増額補正するものであります。

また、この目に当初予算計上した高性能林業機械等整備事業におきましては、当初予定していた県補助金は不採択となりましたが、新たに国庫補助金の対象となりましたので、今回の補正で歳入の組み替えと財源更正を行っております。

5款2項3目鳥獣対策費、19節25万5,000円は、当初予算で市単独事業として計上している鳥獣被害対策事業費補助金につきまして、事業費の一部が県補助金の対象となったことに伴い増額補正するものであります。

25ページをお願いいたします。7款1項2目すみよいまちづくり費、11節需用費300万円は、市道の維持修繕費につきまして決算見込みに基づき増額補正するものであります。

7款3項1目河川費、11節需用費40万円は、普通河川の維持修繕費につきまして決算見込みに基づき増額補正するものであります。

26ページをお願いいたします。7款4項5目総合公園建設費、15節工事請負費450万円は、清水第三土地区画整理区域内に今後児童公園を整備する予定があり、公園整備に先行し駐車場整備を行う費用を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債を見込んでおります。

27ページをお願いいたします。9款1項2目事務局費、21節貸付金500万円の減額は、奨学資金貸付金の利用者数が当初予定していた人数より減となったことに伴い減額補正するものであります。

9款1項4目学校給食費、11節需用費442万7,000円、15節工事請負費855万円の減、18節備品購入費412万3,000円につきましては、学校給食用の厨房用消耗品及び備品類に係る費用を当初予算では工事請負費に含め計上していたため予算の組み替えを行うものであります。

9款5項1目保健体育費、19節負担金、補助及び交付金、体育協会補助金50万円は、毎年2月に開催しているあしずり駅伝大会が今年度で第50回目の節目を迎えることから、招待選手の招聘のための謝金や記念大会特別賞のほか運営経費の一部を補助するものであります。

28ページをお願いいたします。10款1項4目林業用施設現年補助災害復旧費、15節工事請負費900万円は、10月22日の台風21号により林道足摺線が被災したことに伴い災害復旧費を計上するものであります。財源につきましては、県補助金2分の1と補助災害復旧事業債を見込んでおります。

次に歳入についてご説明いたします。14ページから16ページをお願いいたします。13款1項国庫負担金から15ページ、14款2項県補助金までは、歳出予算の財源としまして国や県の負担率、補助率等に基づいて計上したものであります。

17款1項3目財政調整基金繰入金1億1,596万円は、一般財源の不足額について基金から繰り入れするものであります。5目ふるさと元気基金繰入金183万6,000円は、歳出予算の財源として基金から繰り入れるものであります。9目退職手当基金繰入金3万7,000円は、現在退職手当基金の残高は3万7,822円と少額であるため全額取り崩しを行い基金残高をゼロとするものであります。

18款1項1目繰越金775万3,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

19款3項8目教育費貸付金収入500万円は、奨学資金貸付金の繰上償還などにより貸付金収入が増となることから補正予算計上するものであります。

16ページ、19款4項1目雑入1,761万8,000円は、それぞれ歳出予算の財源として計上しております。

20款1項市債につきましては、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しております。

9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正について説明いたします。

土佐清水市土地開発公社に対する債務保証につきましては、メジカ産業再生プロジェクト事業の一環で現在実施設計を行っている冷凍保管施設の用地について土地開発公社に先行取得を依頼しており、土地取得費のほか土地造成費用も必要で、その支払いに一時現金が不足するため土地開発公社が行う金融機関からの資金の借り入れについて市が債務保証するものであります。期間を平成30年度までとし、債務保証額は元金2,000万円以内、借入利息を2,000万円の3%以内と設定するものであります。

土佐清水市Jアラート機器更新業務委託につきましては、Jアラートの機器更新を平成30年9月末までに行う必要があり、納品までに8カ月を要することから、平成30年度までの期間で410万円を限度として債務負担行為を設定するものであります。

市道船場長野線大規模更新事業（下ノ加江橋架替）における工事委託につきましては、既に債務負担行為を設定し事業を実施しているところですが、工事費が増額となることから限度額を変更するものであります。

10ページをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。以上によりまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,237万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は111億656万3,000円となります。以上で議案第59号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」の説明を終わります。

次に議案第61号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費及び1款3項2目認定調査等費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定のほか、決算見込みに伴う人件費の組み替えを行うものであります。既決予算内での歳出のみの組み替えでありますので、既定の歳入歳出予算総額の増減はありません。以上で議案第61号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

続きまして議案第63号「平成29年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

補正予算書の6ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定のほか、決算見込みに伴う人件費の組み替えを行うものであります。こちらも既決予算内での歳出のみの組み替えでありますので、既定の歳入歳出予算総額の増減はございません。以上で議案第63号「平成29年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして議案第64号「平成29年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

補正予算書の6ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定のほか、決算見込みに伴う人件費の組み替えを行うものであります。こちらも既決予算内での歳出のみの組み替えでありますので、既定の歳入歳出予算総額の増減はございません。以上で議案第64号「平成29年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続きまして会議を開きます。

次に議案第60号「平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君登壇）

○市民課長（中津恵子君） おはようございます。議案第60号「平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

歳出から説明いたします。補正予算書の10ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告による補正となっております。

11款1項3目償還金1,577万8,000円は、平成28年度療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金の国庫及び県負担金の精査に伴う返還金を計上いたしました。

12款1項1目繰上充用金につきましては、平成28年度決算額確定により1億6,537万円を減額補正するものです。

続いて歳入を説明いたします。9ページをお願いします。4款1項1目療養給付費交付金

91万1,000円につきましては、平成28年度の精算による追加交付分として補正するものです。

11款2項6目雑入では、財源不足分の調整を行っておりますので、これまで説明いたしました歳入歳出各項目の補正金額を加味しまして1億5,050万3,000円を減額補正いたしました。

次に2ページから6ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出とも既定の予算額に1億4,959万2,000円を減額し、30億6,114万3,000円となります。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（仲田 強君） 次に議案第62号「平成29年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」説明を求めます。

しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君登壇）

○しおさい園長（山本弘子君） おはようございます。議案第62号「平成29年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、2節給料433万6,000円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定のほか、決算見込みに伴うものであります。4節共済費54万9,000円、7節賃金378万7,000円は、臨時職員の社会保険料及び賃金につきまして決算見込みに基づき増額するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金4,000円は、現在特別養護老人ホーム事業基金の残高が4,111円と少額であるため全額取り崩しを行い基金残高をゼロとするものであります。

5款2項1目一般会計繰入金4,000円の減額は、今回の補正予算における歳入及び歳出額の調整のため減額するものであります。以上、本補正につきましては、歳出予算が既決予算内での組み替えでありますので、既定の歳入歳出予算総額の増減はありません。

以上で議案第62号「平成29年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（仲田 強君） 次に報告第18号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について）」及び報告第19号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告2件並びに議案第65号「土佐清水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」から議案第81号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」までの議案17件、以上19件について説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 野村仁美君登壇)

○総務課長(野村仁美君) おはようございます。条例案等について説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。報告第18号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について)」、議案つづり3ページから4ページです。公営住宅法施行令の一部改正に伴い引用する条文の条ずれの改正が必要となりましたので、地方自治法第180条及び市長の専決処分事項の指定について第4号の規定により平成29年10月13日に専決処分したとの報告です。

報告第19号「専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)」、議案つづり5ページから6ページです。市営住宅使用料請求事件について、曙団地に入居中の個人1人の平成27年3月から平成29年7月分、未納額合計51万7,300円について民事訴訟法第383条の規定に基づき平成29年8月25日付で中村簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。その後、平成29年9月2日付で相手方から異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により通常訴訟の手続に移行しましたので、地方自治法第180条及び土佐清水市債権管理条例第10条の規定により訴えの提起について平成29年10月3日に専決処分したとの報告です。

議案第65号「土佐清水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」、議案つづり13ページから14ページです。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い現在の農業委員の任期終了後である平成30年8月1日に合わせて土佐清水市農業委員会の選挙等に関する委員の定数条例を廃止し、新たに土佐清水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するものです。

農業委員会等に関する法律の改正の主な内容としましては、農業委員の選出方法を選挙制と市長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更及び農地利用最適化推進委員の新設となっており、農業委員の定数を5人、農地利用最適化推進委員の定数を8人とする条例の制定となっております。

議案第66号「土佐清水市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について」、議案つづり15ページから17ページです。本議案につきましては、地方公営企業法の改正により平成24年4月から利益及び資本剰余金の処分が条例または議決により可能となっておりますが、本市では議決により処分しておりましたので、条例を制定することで議決によらず利益及び資本剰余金の処分を可能とするものです。

議案第67号「土佐清水市長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり18ページから19ページ及び議案第68号「土佐清水市一般職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 20 ページから 26 ページ及び議案第 69 号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 27 ページから 28 ページ、以上 3 議案は、平成 29 年人事院勧告の実施が 1 月 27 日に閣議決定されたことを受け関係条例を改正するものです。

議案第 67 号及び議案第 69 号の改正につきましては、それぞれ第 1 条においては、特別職及び市議会議員の 12 月支給の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、年間 3.15 月に改定し、第 2 条において引き上げ分の 0.05 月分を平成 30 年度より 6 月と 12 月にそれぞれ 0.025 ずつ引き上げとする改正となっております。

議案第 68 号の改正につきましては、第 1 条においては、一般職の職員の月例給を平成 29 年 4 月に遡求し、初任給を 1,000 円引き上げ、若年層についても同額の改定をし、そのほかの職員の改定も合わせますと平均で 695 円、約 0.2% 引き上げをするもの及び 12 月支給の勤勉手当の支給月数を 0.1 月引き上げて特別給を年間 4.4 月に改定し、第 2 条においては、勤勉手当の引き上げ分の 0.1 月を平成 30 年度より 6 月と 12 月においてそれぞれ 0.05 月ずつ引き上げとする改正となっております。

議案第 70 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 29 ページから 30 ページです。本議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものです。改正内容としましては、一般職非常勤職員が原則 1 歳までである育児休業を 6 カ月延長しても保育所に入れない等継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には育児休業を 2 歳まで再延長することができるようにするものです。

議案第 71 号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 31 ページから 32 ページです。本議案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義に個人識別符号及び要配慮個人情報に係る規定を新たに整備するものです。

議案第 72 号「土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 33 ページから 34 ページです。本議案につきましては、議案第 71 号の土佐清水市個人情報保護条例の一部改正に伴い引用する条項に項ずれが生じたため一部改正するものです。

議案第 73 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 35 ページから 36 ページです。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正による議案第 65 号の土佐清水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に伴う条例改正です。会長の職に

ある農業委員会委員の報酬月額3万3,000円及び農業委員会委員の報酬月額1万8,000円については、これまでと同額となっておりますが、新設される農地利用最適化推進委員の委員報酬を月額1万8,000円として追加するとともに、農地利用最適化推進活動実績により月額6,000円の委員報酬を加算できることとするものです。

議案第74号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり37ページから38ページです。本議案につきましては、下川口保育園高台移転改築工事の完成により下川口保育園の設置位置を改正するものです。

議案第75号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり39ページから42ページです。本議案につきましては、平成29年10月16日付で水道料金審議会の答申を受け水道事業の経営健全化、費用負担の公平及び料金体系の明確性を確保するため、給水用途の種類及び水道料金を平成30年5月請求分より改正するものです。改正の内容としましては、平成32年4月に上水道と簡易水道の統合が予定されていることから、現在別々の料金体系を統一し、10m³までの基本料金を一般用880円とし、1m³当たりの超過料金については上水道145円を150円とし、簡易水道については120円が150円となることから、激変緩和のため平成32年度まで10円ずつ増額することとしております。

議案第76号「高知市及び土佐清水市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について」、議案つづり43ページから50ページです。県内全域で人口減少が進行する中、圏域の中核都市である高知市が圏域を牽引する取り組みを行うとともに、高知市と土佐清水市が協力してその連携効果によりお互いが共栄できる取り組みを行うことで圏域全体の人口減少の抑制を図り圏域の暮らしを支えるため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき事務処理を行うに当たっての基本的な方針や役割分担を定める連携協約を締結するために議会の議決をお願いするものです。

議案第77号「工事委託協定の変更について」、議案つづり51ページです。平成28年9月会議、議案第72号で議決していただきました下ノ加江川他インフラ関連河川改修工事（市道船場長野線大規模更新事業）を高知県と工事委託協定を締結し実施しております件について、橋梁上部工の架設工法及び新設橋脚構造の変更により事業費及び市負担額の増となりましたので、工事委託協定第2回変更の締結について地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第78号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」、議案つづり52ページです。土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理期間が平成29年度末までとなっておりますことから、指定管理者選定委員会の審査を経て引き続きあしずり温泉協議会を平成30年4月1日から3年間、指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の

2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第79号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」、議案つづり53ページです。土佐清水市立市民文化会館の指定管理期間が平成29年度末までとなっておりますことから、指定管理者選定委員会の審査を経て引き続き土佐清水商工会議所を平成30年4月1日から5年間、指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第80号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」、議案つづり54ページ及び議案第81号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」、議案つづり55ページ、以上2件の議案につきましては、土佐清水市立中央公民館及び土佐清水市立市民図書館の指定管理期間が平成29年度末までとなっておりますことから、指定管理者選定委員会の審査を経て引き続き特定非営利活動法人図書館結の会を平成30年4月1日から5年間、指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。以上ご審議についてよろしくお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前10時に再開いたします。

なお質疑及び一般質問の通告の期限は12月6日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時33分 散 会